

営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第12号

営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則（昭和26年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 541 943 572"><u>営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則</u></p> <p data-bbox="241 588 344 620">（目的）</p> <p data-bbox="203 636 1104 748">第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に<u>基き、職員が営利企業等に従事しようとする場合の任命権者の許可基準等を定めることを目的とする。</u></p> <p data-bbox="241 1187 427 1219">（許可の基準）</p> <p data-bbox="203 1235 1104 1378">第2条 任命権者は、職員が<u>営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね又は自ら営利を目的とする私企業を営むことについては、その職員の占める職と、当該営利企業との間に特別な利害関係又は</u></p>	<p data-bbox="1214 541 1749 572"><u>営利企業への従事等の制限に関する規則</u></p> <p data-bbox="1169 588 1272 620">（目的）</p> <p data-bbox="1131 636 2031 868">第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条<u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第7項の規定に基づき、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)</u>への従事等の制限に関し、<u>必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p data-bbox="1169 884 1630 916"><u>（従事することを制限される地位）</u></p> <p data-bbox="1131 932 2031 1043">第1条の2 <u>職員が任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は、顧問又は評議員その他これらに準ずる職とする。</u></p> <p data-bbox="1131 1059 2031 1171">2 <u>前項の規定は、佐賀県教育委員会教育長が従事することを制限される地位について準用する。この場合において、「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="1169 1187 1355 1219">（許可の基準）</p> <p data-bbox="1131 1235 2031 1378">第2条 任命権者は、職員が<u>法第38条第1項及び前条に定める地位を兼ね又は自ら営利企業を営むことについては、その職員の占める職と、当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ営利企業に従事しても職務の遂行に支障がない</u></p>

改正前	改正後
<p>その発生のおそれがなく、<u>且つ</u>営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他法の精神に反しないと認める場合の<u>外</u>は、これを許可しないものとする。</p> <p>2 前項の規定は、職員が報酬を得て、<u>営利を目的とする私企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他一切の事業若しくは事務に従事する場合の許可について準用する。</u></p> <p>(勤務時間を<u>さく</u>ことのできる場合)</p> <p>第3条 職員は、前条の規定による許可にかかわらず、任命権者によって特に許可された場合の<u>外</u>は、<u>営利企業等</u>に従事するためにその勤務時間を<u>さい</u>てはならない。</p> <p>2 職員は、前項の規定により、勤務時間を<u>さく</u>ことを特に許可された場合においても、その勤務しなかった勤務時間については給与を減額されるものとする。</p>	<p>と認める場合その他法の精神に反しないと認める場合の<u>ほか</u>は、これを許可しないものとする。</p> <p>2 前項の規定は、職員が報酬を得て、<u>事業又は事務</u>に従事する場合の許可について準用する。</p> <p>(勤務時間を<u>割く</u>ことのできる場合)</p> <p>第3条 職員は、前条の規定による許可にかかわらず、任命権者によって特に許可された場合の<u>ほか</u>は、<u>営利企業</u>に従事するためにその勤務時間を<u>割</u>いてはならない。</p> <p>2 職員は、前項の規定により、勤務時間を<u>割く</u>ことを特に許可された場合においても、その勤務しなかった勤務時間については給与を減額されるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。